

課 個 6 — 29

令和5年11月15日

一般社団法人
情報サービス産業協会会長 殿

国税庁 課税部
個人課税課長

所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の仕様の周知について（依頼）

税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、税務署では、提出された「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」、「青色申告決算書」、「収支内訳書」及び「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書」をOCR処理しており、毎年、国税庁より、これらの帳票について仕様を公開し、会計ソフトウェア等の開発業者の方々にこの仕様に基づいた帳票の開発をお願いしているところです。

つきましては、多くの開発業者が加盟している貴会を通じ、本年においても別紙により会員各社に対し周知していただきますよう御高配いただきたく、御依頼申し上げます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の仕様について

1 O C R帳票の仕様公開の趣旨

税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝しております。

さて、税務署では、提出された所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「申告書」といいます。）、青色申告決算書及び収支内訳書（以下「決算書等」といいます。）並びに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（以下「明細書」といいます。）をO C R処理しており、毎年、国税庁より、これらの帳票の仕様を公開しています。

会計ソフトウェアの開発業者の皆様がこの仕様に基づいて申告書、決算書等及び明細書を作成するためのソフトウェアを提供されることにより、O C R処理をはじめとする税務署の事務処理をスムーズに行うことができるものと考えておりますので、仕様に基づいた帳票の開発に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、デジタル化を背景としまして、近年、e-Taxを利用した確定申告件数が大幅に増加しており、会計ソフトウェアの開発業者の皆様におかれましては、e-Taxへの送信に対応した製品の提供や利用者へのe-Tax利用の周知等にも御協力いただきますよう、併せてお願ひいたします。

2 O C R帳票の仕様公開に当たっての注意事項

(1) 申告書整理欄の印字

会計ソフトウェアで申告書を印刷する場合には、申告書第一表の整理欄の区分A欄に「1」を印字するようお願いいたします（令和4年分以降用から）。

(2) 免責事項

この仕様書の内容の正確性については万全を期していますが、国税庁は、この仕様書に含まれる情報の利用に伴って発生した不利益や問題について、どなたに対しても何ら責任を負うものではありません。

(3) その他

この仕様は、現時点（現在使用中）のものであり、今後の検討などにより変更される場合があります。

なお、仕様に関する御質問等については、以下「問合せ先」に連絡してください。

3 O C R帳票の仕様書

別添1 「O C R帳票仕様書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書）」、別添2 「O C R帳票仕様書（青色申告決算書及び収支内訳書）」及び別添3 「O C R帳票仕様書（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を参照してください。

【問合せ先】

国税庁個人課税課監理第三係

電話：03-3581-4161（代）

E-mail：kojin.kanri@nta.go.jp